

○なかむらメディネット（名古屋市医師会病診連携共通ネットワーク）運用細則

名古屋第一赤十字病院地域医療連携ネットワーク（以下「なかむらメディネット」という。）利用規約（以下「規約」という。）第 21 条第 2 項の規定に基づき、なかむらメディネット（名古屋市医師会病診連携共通ネットワーク）運用細則を次のように定める。

1. 名古屋市医師会病診連携共通ネットワークの利用申請について
利用希望者は、別に定められている名古屋市医師会病診連携共通ネットワーク管理・運用細則の第 3 条に基づき、名古屋市医師会病診連携共通ネットワークの会員になるものとする。
2. 上記 1 の申請を済ませた利用希望者は、「なかむらメディネット」利用申請書の提出は不要とする。
3. 名古屋市医師会病診連携共通ネットワークからの「なかむらメディネット」を利用した、患者情報の閲覧に対する患者の同意及び同意撤回について
患者の同意は、別に定められている、名古屋市医師会病診連携共通ネットワーク使用規約第 12 条に従い、「名古屋市医師会病診連携共通ネットワーク利用同意説明書」及び、「名古屋市医師会病診連携共通ネットワーク参加病院一覧」を基に閲覧会員から患者へ説明し、患者に十分内容を理解していただいた上で、文書による同意を取得するものとする。
また、閲覧会員は、同意取得時に「名古屋市医師会病診連携共通ネットワーク利用同意撤回書」の必要事項に記入し、いつでも同意撤回ができる旨を伝えて、同意撤回書を患者に渡さなければならない。
4. 上記 3 の患者の同意及び同意撤回文書については、「なかむらメディネット」同意書ならびに撤回届けの提出は不要とする。

附則

本細則は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。